

甲第1号議案から
甲第24号議案まで

令和3年第1回沖縄県議会(定例会)議案

(その1)

令和3年2月16日提出

沖 縄 県

令和3年度沖縄県予算目次

甲第1号議案	令和3年度沖縄県一般会計予算	1
甲第2号議案	令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計予算	13
甲第3号議案	令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算	15
甲第4号議案	令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算	18
甲第5号議案	令和3年度沖縄県下地島空港特別会計予算	20
甲第6号議案	令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	23
甲第7号議案	令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算	25
甲第8号議案	令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算	27
甲第9号議案	令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算	29
甲第10号議案	令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算	31
甲第11号議案	令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	33
甲第12号議案	令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算	35
甲第13号議案	令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計予算	38
甲第14号議案	令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計予算	40
甲第15号議案	令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算	42
甲第16号議案	令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算	45
甲第17号議案	令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計予算	47
甲第18号議案	令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計予算	49
甲第19号議案	令和3年度沖縄県公債管理特別会計予算	52
甲第20号議案	令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算	55
甲第21号議案	令和3年度沖縄県病院事業会計予算	57
甲第22号議案	令和3年度沖縄県水道事業会計予算	60
甲第23号議案	令和3年度沖縄県工業用水道事業会計予算	63
甲第24号議案	令和3年度沖縄県流域下水道事業会計予算	65

一 般 会 計

甲第1号議案

令和3年度沖縄県一般会計予算

令和3年度沖縄県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ791,226,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 県 税		120,428,000 千円
	1 県 民 税	43,007,000
	2 事 業 税	21,063,000
	3 地 方 消 費 税	25,428,000
	4 不 動 産 取 得 税	4,020,000
	5 県 た ば こ 税	1,836,000
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	774,000
	7 軽 油 引 取 税	7,651,000
	8 自 動 車 税	15,629,000
	9 鉱 区 税	7,000
	10 狩 猟 税	2,000
	11 石 油 価 格 調 整 税	972,000
	12 産 業 廃 棄 物 税	39,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		55,498,046
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	55,498,046
3 地 方 譲 与 税		14,485,116
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	13,700,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	470,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	10,000
	4 自 動 車 重 量 譲 与 税	80,000
	5 森 林 環 境 譲 与 税	25,116
	6 航 空 機 燃 料 譲 与 税	200,000
4 市 町 村 た ば こ 税 県 交 付 金		393,907
	1 市 町 村 た ば こ 税 県 交 付 金	393,907
5 地 方 特 例 交 付 金		586,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	586,000
6 地 方 交 付 税		215,400,000
	1 地 方 交 付 税	215,400,000
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		356,900
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	356,900

款	項	金額
8 分担金及び負担金		861,502 千円
	1 分担金	97,268
	2 負担金	764,234
9 使用料及び手数料		15,159,038
	1 使用料	12,742,777
	2 手数料	160,497
	3 証紙収入	2,255,764
10 国庫支出金		204,549,367
	1 国庫負担金	48,564,481
	2 国庫補助金	153,888,408
	3 委託金	2,096,478
11 財産収入		2,535,985
	1 財産運用収入	1,577,996
	2 財産売却収入	957,989
12 寄附金		39,344
	1 寄附金	39,344
13 繰入金		31,640,994
	1 特別会計繰入金	186,093
	2 基金繰入金	31,454,901
14 繰越金		1
	1 繰越金	1
15 諸収入		63,710,000
	1 延滞金、加算金及び過料	260,078
	2 県預金利子	1,033
	3 公営企業貸付金元利収入	204,800
	4 貸付金元利収入	51,356,610
	5 受託事業収入	1,031,570
	6 収益事業収入	5,089,322
	7 利子割精算金収入	1
	8 雑収入	5,766,586
16 県債		65,581,800
	1 県債	65,581,800
歳入合計		791,226,000

歳 出		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,466,706 千円
	1 議 会 費	1,466,706
2 総 務 費		70,109,869
	1 総 務 管 理 費	22,001,050
	2 企 画 費	13,097,641
	3 徴 税 費	5,764,959
	4 市 町 村 振 興 費	23,999,623
	5 選 挙 費	832,396
	6 防 災 費	3,411,671
	7 統 計 調 査 費	624,593
	8 人 事 委 員 会 費	179,105
	9 監 査 委 員 費	198,831
3 民 生 費		122,386,648
	1 社 会 福 祉 費	72,756,345
	2 児 童 福 祉 費	38,807,793
	3 生 活 保 護 費	10,763,623
	4 災 害 救 助 費	58,887
4 衛 生 費		49,249,575
	1 公 衆 衛 生 費	18,891,113
	2 環 境 衛 生 費	1,805,641
	3 環 境 保 全 費	2,246,195
	4 保 健 所 費	2,215,490
	5 医 薬 費	16,224,209
	6 保 健 衛 生 費	7,866,927
5 労 働 費		3,071,054
	1 労 政 費	1,917,046
	2 職 業 訓 練 費	1,020,763
	3 労 働 委 員 会 費	133,245

款	項	金額
6 農 林 水 産 業 費		54,967,644 千円
	1 農 業 費	17,648,500
	2 畜 産 業 費	2,145,760
	3 農 地 費	24,012,225
	4 林 業 費	1,872,806
	5 水 産 業 費	9,288,353
7 商 工 費		70,223,851
	1 商 業 費	3,935,667
	2 工 鉱 業 費	60,810,967
	3 観 光 費	5,477,217
8 土 木 費		84,973,111
	1 土 木 管 理 費	10,494,001
	2 道 路 橋 り よ う 費	26,287,665
	3 河 川 海 岸 費	8,496,631
	4 港 湾 費	8,357,341
	5 都 市 計 画 費	15,664,487
	6 住 宅 費	8,277,298
	7 空 港 費	7,395,688
9 警 察 費		35,757,752
	1 警 察 管 理 費	32,911,458
	2 警 察 活 動 費	2,846,294
10 教 育 費		173,000,453
	1 教 育 総 務 費	15,866,948
	2 小 学 校 費	54,389,199
	3 中 学 校 費	32,836,906
	4 高 等 学 校 費	44,450,398
	5 特 別 支 援 学 校 費	17,984,952
	6 社 会 教 育 費	3,643,574
	7 保 健 体 育 費	1,241,190
	8 大 学 費	2,587,286

款	項	金額
11 災害復旧費		3,599,249 千円
	1 農林水産施設災害復旧費	1,691,731
	2 土木施設災害復旧費	1,843,738
	3 教育施設災害復旧費	63,780
12 公債費		65,430,527
	1 公債費	65,430,527
13 諸支出金		55,989,561
	1 ゴルフ場利用税交付金	543,264
	2 自動車取得税交付金	191
	3 環境性能割交付金	267,020
	4 公営企業費	459,194
	5 財政調整基金積立金	2,172
	6 県有施設整備基金積立金	915,728
	7 利子割交付金	74,702
	8 配当割交付金	223,026
	9 株式等譲渡所得割交付金	247,012
	10 利子割精算金	764
	11 退職手当基金積立金	750
	12 減債基金積立金	2,579
	13 地域振興基金積立金	31
	14 法人事業税交付金	1,515,027
	15 地方消費税交付金	27,876,926
	16 地方消費税清算金	23,860,678
17 特別会計等繰出金	497	
14 予備費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳出合計		791,226,000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
財 政 管 理 調 査 費	令和4年度から 令和7年度まで	41,045
賦 課 徴 収 費 (県 税 収 納 委 託 事 業)	令和4年度	17,783
電 子 自 治 体 推 進 事 業 費	令和4年度から 令和8年度まで	172,263
コザ児童相談所改築事業	令和4年度	134,660
農業近代化資金等利子補給金	令和4年度から 令和21年度まで	35,924
経営体育成資金融通等利子補給金	令和4年度から 令和10年度まで	519
令和3年度に沖縄県農業協同組合及び全国農地保有合理化協会が沖縄県農業振興公社に融資したことによって損害を受けた場合の損失補償	令和3年度から 令和12年度まで	沖縄県農業振興公社が事業を行うため金融機関等から資金を借り入れた場合の総額225,687千円に約定利息と損失が生じた場合の損失額及びその利息を加えた額を限度とする。
漁 業 取 締 監 督 費	令和4年度	378,600
漁業近代化資金利子補給金	令和4年度から 令和23年度まで	49,627
漁業災害対策特別資金利子助成金	令和4年度から 令和10年度まで	309
県 融 資 制 度 損 失 補 償	令和3年度から 令和22年度まで	389,616
機 械 類 貸 与 事 業 損 失 補 償	令和4年度から 令和15年度まで	53,200

事 項	期 間	限 度 額
		千円
公共職業能力開発事業費	令和4年度から 令和5年度まで	79,376
都市モノレール建設推進費	令和4年度	125,000
道路新設改良費（港湾課）	令和4年度	1,414,306
沖縄振興公共投資交付金（河川） （堰堤改良事業）	令和4年度	250,000
公園費（公共投資交付金）	令和4年度	44,400
公営住宅建設費（平良北団地1期）	令和4年度から 令和5年度まで	1,421,000
公営住宅建設費（高原団地1期）	令和4年度から 令和5年度まで	2,528,400
住宅市街地総合整備費 （新川団地3期）	令和4年度	1,484,000
住宅市街地総合整備費 （赤道団地1期）	令和4年度	1,196,568
教育センター管理運営費	令和4年度から 令和8年度まで	423,100
企画管理費 （教育情報化推進事業）	令和4年度	11,095
人材育成推進費 （県外進学大学生支援事業）	令和4年度から 令和9年度まで	92,400
中学校教育用設備整備費（ICT）	令和4年度から 令和8年度まで	7,800
一般管理運営費 （高等学校・特別支援学校）	令和4年度から 令和8年度まで	106,085

事 項	期 間	限 度 額
教育用コンピュータ整備事業費 (高等学校・特別支援学校)	令和4年度	千円 60,296
教育用コンピュータ整備事業費 (特別支援学校)	令和4年度から 令和8年度まで	32,155
学校建設費(高等学校)	令和4年度	1,041,332
施設整備費(特別支援学校)	令和4年度	266,614
玉城青少年の家改築事業	令和4年度	747,132
情 報 管 理 費	令和4年度から 令和8年度まで	287,636
交 通 規 制 費	令和4年度から 令和8年度まで	155,500
交 通 安 全 施 設 費	令和4年度から 令和8年度まで	207,385
出 納 事 務 費	令和4年度から 令和6年度まで	132,135

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
庁舎整備事業	928,500	(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。 (借入時期) 令和3年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。	年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
沖縄振興特別推進交付金事業	1,636,000			
緊急防災・減災事業	560,600			
テレビ放送運営事業費	178,600			
平和祈念資料館管理運営事業	39,200			
総合福祉センター 管理運営事業	5,900			
社会福祉施設整備事業	84,600			
施設整備事業 (一般財源化分)	147,000			
一般事業 (児童相談所整備事業)	132,400			
公共事業等	14,688,100			
地域活性化事業	1,898,100			
公共施設等適正管理推進事業 (除却事業)	56,700			
優良乳用牛育成供給事業	2,300			
八重山家畜保健衛生所 焼却施設整備事業	2,600			
緊急自然災害防止対策事業	81,000			
おきなわ工芸の杜整備事業	84,000			
公共施設等適正管理推進事業 (長寿命化事業)	1,319,100			
県営住宅建設事業	1,660,900			
県単道路整備事業	272,800			
県単河川等整備事業	63,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円			
県単離島空港整備事業	926,400			
交通事業	72,700			
緊急浚渫推進事業	200,000			
防災対策事業	1,866,700			
一般補助施設整備等事業	22,900			
警察施設費	180,000			
社会体育施設整備事業	37,400			
青少年教育施設整備事業	830,500			
学校教育施設等整備事業	950,200			
臨時高等学校改築等事業	718,900			
埋蔵文化財センター事業費	106,500			
災害復旧事業	758,200			
臨時財政対策債	35,070,000			
合計	65,581,800			

特 別 会 計

甲第2号議案

令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計予算

令和3年度沖縄県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,758千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		146 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	146
2 繰 越 金		27,671
	1 繰 越 金	27,671
3 諸 収 入		22,941
	1 貸 付 金 元 利 収 入	12,738
	2 雑 入	10,203
歳 入 合 計		50,758

歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		38,020 千円
	1 農 業 費	38,020
2 公 債 費		8,492
	1 公 債 費	8,492
3 繰 出 金		4,246
	1 繰 出 金	4,246
歳 出 合 計		50,758

甲第3号議案

令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計予算

令和3年度沖縄県小規模企業者等設備導入資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,083,166千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		158,760 千円
	1 繰越金	158,760
2 諸収入		395,139
	1 貸付金元利収入	395,139
3 県債		529,267
	1 県債	529,267
歳入合計		1,083,166

歳 出

款	項	金 額
1 商工費		825,706 千円
	1 商業費	825,706
2 公債費		257,460
	1 公債費	257,460
歳出合計		1,083,166

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 小 企 業 高 度 化 資 金	千円 529,267	(借入方法) 証書借入 (借入時期) 令和3年度。 ただし、事 業その他の 都合により、 その一部又 は全部を後 年度に繰り 延べて起債 することが できる。	年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	償還期間は、据置期間 を含め20年以内とする。 償還方法は、元利均等、 元金均等等による。 ただし、財政の都合に より、据置期間中であっ ても繰上償還し、償還 年限を変更し、又は借 り換えることができる。
合 計	529,267			

甲第4号議案

令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計予算

令和3年度沖縄県中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ400,135千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		201,195 千円
	1 繰越金	201,195
2 諸収入		198,940
	1 貸付金元利収入	198,940
歳入合計		400,135

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業振興費		400,135 千円
	1 中小企業振興費	400,135
歳出合計		400,135

令和3年度沖縄県下地島空港特別会計予算

令和3年度沖縄県下地島空港特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ368,255千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 使用料及び手数料		65,020 千円
	1 使 用 料	65,020
2 国庫支出金		16,380
	1 国庫補助金	16,380
3 財産収入		3,204
	1 財産運用収入	3,202
	2 財産売却収入	2
4 繰入金		281,573
	1 一般会計繰入金	281,573
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		477
	1 雑 入	477
7 県 債		1,600
	1 県 債	1,600
歳 入 合 計		368,255
歳 出		
款	項	金 額
1 土 木 費		365,405 千円
	1 空 港 費	365,405
2 公 債 費		2,850
	1 公 債 費	2,850
歳 出 合 計		368,255

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下 地 島 空 港 整 備 事 業	千円 1,600	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和3年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	1,600			

甲第6号議案

令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和3年度沖縄県母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ178,491千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		784 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	784
2 繰 越 金		72,881
	1 繰 越 金	72,881
3 諸 収 入		104,826
	1 貸 付 金 元 利 収 入	103,769
	2 雑 入	1,057
歳 入 合 計		178,491

歳 出

款	項	金 額
1 民 生 費		178,491 千円
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 費	178,491
歳 出 合 計		178,491

甲第7号議案

令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計予算

令和3年度沖縄県所有者不明土地管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ178,751千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		20,935 千円
	1 財 産 運 用 収 入	20,935
2 繰 越 金		157,787
	1 繰 越 金	157,787
3 諸 収 入		29
	1 雑 入	29
歳 入 合 計		178,751

歳 出

款	項	金 額
1 土 地 管 理 業 務 費		26,875 千円
	1 土 地 管 理 業 務 費	26,875
2 予 備 費		151,876
	1 予 備 費	151,876
歳 出 合 計		178,751

甲第8号議案

令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計予算

令和3年度沖縄県沿岸漁業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,171千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		26,051 千円
	1 繰越金	26,051
2 諸収入		5,120
	1 県預金利子	1
	2 貸付金元利収入	4,175
	3 雑入	944
歳入合計		31,171

歳 出

款	項	金 額
1 農林水産業費		31,171 千円
	1 水産業費	31,171
歳出合計		31,171

甲第9号議案

令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計予算

令和3年度沖縄県中央卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ381,309千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		225,746 千円
	1 使 用 料	225,746
2 繰 入 金		84,866
	1 一 般 会 計 繰 入 金	84,866
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		70,696
	1 雑 入	70,696
歳 入 合 計		381,309

歳 出

款	項	金 額
1 中央卸売市場事業費		343,028 千円
	1 中央卸売市場事業費	343,028
2 公 債 費		38,281
	1 公 債 費	38,281
歳 出 合 計		381,309

甲第10号議案

令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計予算

令和3年度沖縄県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		799 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	799
2 繰 越 金		15,000
	1 繰 越 金	15,000
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		15,800

歳 出

款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		15,800 千円
	1 林 業 費	15,800
歳 出 合 計		15,800

甲第11号議案

**令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算**

令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ763,602千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 財 産 収 入		401,419 千円
	1 財 産 運 用 収 入	47,512
	2 財 産 売 払 収 入	353,907
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		2
	1 雑 収 入	2
4 県 債		362,180
	1 県 債	362,180
歳 入 合 計		763,602
歳 出		
款	項	金 額
1 商 工 費		134,242 千円
	1 工 鉦 業 費	134,242
2 公 債 費		629,360
	1 公 債 費	629,360
歳 出 合 計		763,602

令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計予算

令和3年度沖縄県宜野湾港整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ397,265千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		166,835 千円
	1 使 用 料	166,835
2 繰 入 金		32,401
	1 一 般 会 計 繰 入 金	32,401
3 繰 越 金		69,639
	1 繰 越 金	69,639
4 県 債		128,390
	1 県 債	128,390
歳 入 合 計		397,265

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		90,489 千円
	1 港 湾 費	90,489
2 公 債 費		306,776
	1 公 債 費	306,776
歳 出 合 計		397,265

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
宜野湾港施設整備事業	千円 38,700	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和3年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	38,700			

甲第13号議案

**令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区
特別会計予算**

令和3年度沖縄県国際物流拠点産業集積地域那覇地区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ491,835千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		337,188 千円
	1 使 用 料	337,188
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		103,196
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑 入	103,195
4 県 債		51,450
	1 県 債	51,450
歳 入 合 計		491,835

歳 出

款	項	金 額
1 商 工 費		428,893 千円
	1 商 業 費	428,893
2 公 債 費		62,942
	1 公 債 費	62,942
歳 出 合 計		491,835

甲第14号議案

令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計予算

令和3年度沖縄県産業振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112,952千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		64,304 千円
	1 財 産 運 用 収 入	64,304
2 繰 越 金		48,648
	1 繰 越 金	48,648
歳 入 合 計		112,952

歳 出

款	項	金 額
1 産 業 振 興 費		112,952 千円
	1 産 業 振 興 費	112,952
歳 出 合 計		112,952

令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計予算

令和3年度沖縄県中城湾港（新港地区）整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ236,901千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		174,305 千円
	1 使 用 料	174,305
2 繰 越 金		12,596
	1 繰 越 金	12,596
3 県 債		50,000
	1 県 債	50,000
歳 入 合 計		236,901

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		83,792 千円
	1 港 湾 費	83,792
2 公 債 費		153,109
	1 公 債 費	153,109
歳 出 合 計		236,901

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 城 湾 港 整 備 事 業	千円 50,000	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和3年度。ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>年5%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	50,000			

甲第16号議案

令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計予算

令和3年度沖縄県中城湾港マリン・タウン特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ270,475千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		82,405 千円
	1 使 用 料	82,405
2 繰 越 金		188,070
	1 繰 越 金	188,070
歳 入 合 計		270,475

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		180,798 千円
	1 港 湾 費	180,798
2 公 債 費		89,677
	1 公 債 費	89,677
歳 出 合 計		270,475

甲第17号議案

令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計予算

令和3年度沖縄県駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ75,076千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		75,076 千円
	1 雑 入	75,076
歳 入 合 計		75,076

歳 出

款	項	金 額
1 土 木 費		71,824 千円
	1 道 路 橋 り よ う 費	71,824
2 公 債 費		3,252
	1 公 債 費	3,252
歳 出 合 計		75,076

**令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業
特別会計予算**

令和3年度沖縄県中城湾港（泡瀬地区）臨海部土地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ162,227千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰越金		107 千円
	1 繰越金	107
2 県債		162,120
	1 県債	162,120
歳 入 合 計		162,227

歳 出

款	項	金 額
1 土木費		5,000 千円
	1 港湾費	5,000
2 公債費		157,227
	1 公債費	157,227
歳 出 合 計		162,227

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
中城湾港（泡瀬地区） 臨海部土地造成事業	千円 125,900	<p>（借入方法） 証書借入又は証券発行による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>（借入時期） 令和3年度。 ただし、事業その他の都合により、その一部又は全部を後年度に繰り延べて起債することができる。</p>	年5%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
合 計	125,900			

令和3年度沖縄県公債管理特別会計予算

令和3年度沖縄県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,897,254千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		65,397,254 千円
	1 一 般 会 計 繰 入 金	65,397,254
2 県 債		1,500,000
	1 県 債	1,500,000
歳 入 合 計		66,897,254

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		66,897,254 千円
	1 公 債 費	66,897,254
歳 出 合 計		66,897,254

第 2 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 換 債	千円 1,500,000	<p>(借入方法) 証書借入又は証券発行による。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した金額とすることができる。</p> <p>(借入時期) 令和3年度</p>	<p>年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>償還期間は、据置期間を含め25年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。</p>
合 計	1,500,000			

甲第20号議案

令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度沖縄県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ159,178,178千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		47,549,403 千円
	1 負担金	47,549,403
2 国庫支出金		70,069,693
	1 国庫負担金	38,949,613
	2 国庫補助金	31,120,080
3 前期高齢者交付金		28,879,640
	1 前期高齢者交付金	28,879,640
4 共同事業交付金		297,638
	1 共同事業交付金	297,638
5 財産収入		297
	1 財産運用収入	297
6 繰入金		12,381,500
	1 繰入金	12,381,500
7 諸収入		7
	1 雑収入	7
歳 入 合 計		159,178,178

歳 出

款	項	金 額
1 民生費		159,003,178 千円
	1 社会福祉費	159,003,178
2 保健事業費		175,000
	1 保健事業費	175,000
歳 出 合 計		159,178,178

企 業 会 計

令和3年度沖縄県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度沖縄県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	2,149 床
(2) 年間患者延数	1,350,475 人
入 院	608,471
外 来	742,004
病 院	695,318
診 療 所	46,686
(3) 一日平均患者数	
入 院	1,667 人
外 来	3,079
病 院	2,885
診 療 所	194
(4) 主要な建設改良事業	
災害拠点病院施設整備事業	700,505 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、旧八重山病院解体撤去に要する経費の財源にあてるため、企業債703,800千円を借り入れる。

	収	入
第1款 病院事業収益		64,477,280 千円
第1項 医業収益		51,766,709
第2項 医業外収益		11,584,735
第3項 特別利益		1,125,836
	支	出
第1款 病院事業費用		66,880,031 千円
第1項 医業費用		64,731,119
第2項 医業外費用		1,118,431
第3項 特別損失		1,020,481
第4項 予備費		10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,796,749千円は、損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資 本 的 収 入		4,435,954 千円
第1項 企 業 債		2,449,200
第2項 他 会 計 負 担 金		1,927,229
第3項 他 会 計 補 助 金		16,624
第4項 国 庫 補 助 金		42,900
第5項 寄 附 金		1
	支	出
第1款 資 本 的 支 出		6,232,703 千円
第1項 建 設 改 良 費		2,507,353
第2項 企 業 債 償 還 金		3,525,345
第3項 他 会 計 借 入 金 償 還 金		200,003
第4項 無 形 固 定 資 産		1
第5項 国 庫 補 助 金 返 還 金		1

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
災害拠点病院施設整備事業 (企業債)	令和4年度	700,505 千円

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 県立病院及び附属診療所の施設整備、資産購入、旧八重山病院解体撤去
- 2 限 度 額 3,153,000 千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
借入時期は、令和3年度中とする。ただし、事業その他の都合により、起債額の一部又は全部を後年度に繰り延べて借り入れることができる。
- 4 利 率 年5%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
- 5 償還の方法 据置期間を含め30年以内に元利均等、元金均等等にて償還する。
ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における医業費用、医業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、無形固定資産及び国庫補助金返還金相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 37,924,716 千円
(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,614,785千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、12,251,159千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
1 取得する資産	器械備品	検体搬送システム	1
	器械備品	人工心肺装置	1
	器械備品	磁気共鳴断層撮影装置	2
	器械備品	電子カルテシステム	1
2 処分する資産	土 地	旧八重山病院敷地	1

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和3年度沖縄県水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度沖縄県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	那覇市ほか26市町村及び1企業団
(2) 当 年 度 総 給 水 量	152,904 千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	418 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	9,931,641 千円
イ 水道広域化施設整備事業	4,759,707
ロ 導送取水施設整備事業	4,221,713
ハ 北谷浄水場施設整備事業	950,221

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水 道 事 業 収 益		29,812,877 千円
第1項 営 業 収 益		17,261,827
第2項 営 業 外 収 益		12,549,739
第3項 特 別 利 益		1,311

	支	出
第1款 水 道 事 業 費 用		29,621,410 千円
第1項 営 業 費 用		28,202,927
第2項 営 業 外 費 用		1,409,127
第3項 特 別 損 失		4,356
第4項 予 備 費		5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（投資償還金300,000千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額5,006,488千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額291,029千円、過年度分損益勘定留保資金3,804,395千円及び減債積立金911,064千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	11,414,632 千円
第1項 企 業 債	2,173,200
第2項 国 庫 補 助 金	8,593,941
第3項 他 会 計 補 助 金	345,165
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金	2,325
第5項 投 資 償 還 金	300,000
第6項 そ の 他 資 本 的 収 入	1

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	16,121,120 千円
第1項 建 設 改 良 費	12,200,823
第2項 企 業 債 償 還 金	3,903,985
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	16,312

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
海水淡水化施設整備事業	令和4年度	38,645 千円
導送取水施設整備事業	令和4年度から 令和5年度まで	2,467,293 千円
北谷浄水場施設整備事業	令和4年度から 令和5年度まで	764,786 千円
名護浄水場施設整備事業	令和4年度	351,586 千円
水道広域化施設整備事業	令和4年度から 令和5年度まで	2,266,329 千円
マッピングシステム 再構築業務委託	令和4年度	44,198 千円
西系列取水ポンプ場等 維持管理業務委託	令和4年度から 令和8年度まで	287,463 千円
石川浄水場及び管理施設 運転管理業務委託	令和4年度から 令和8年度まで	537,636 千円
北谷浄水場排水処理施設 運転管理等業務委託	令和4年度から 令和6年度まで	43,659 千円
海水淡水化センター 設備等修繕工事	令和4年度	46,100 千円

西原浄水場及び管理施設
運 転 管 理 業 務 委 託

令和 4 年度から
令和 8 年度まで

519,915 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 取水、貯水、導水、浄水、送水施設整備事業
- 2 限 度 額 2,173,200 千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利 率 年 5 % 以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 2,349,450 千円
- (2) 交際費 150 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、415,132千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和 3 年 2 月 16 日 提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和3年度沖縄県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度沖縄県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 対 象	107事業所
(2) 当年度総給水量	9,472 千m ³
(3) 一日平均給水量	25 千m ³
(4) 主要な建設改良事業	113,238 千円
イ 配水施設整備事業	76,505
ロ 導水施設整備事業	36,733

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		713,932 千円
第1項 営業収益		377,545
第2項 営業外収益		336,386
第3項 特別利益		1
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		658,876 千円
第1項 営業費用		642,086
第2項 営業外費用		16,289
第3項 特別損失		1
第4項 予備費		500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（投資償還金50,000千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額96,975千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,177千円、減債積立金30,020千円及び建設改良積立金62,778千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 資 本 的 収 入	129,792 千円
第1項 国 庫 補 助 金	67,828
第2項 他 会 計 補 助 金	11,964
第3項 投 資 償 還 金	50,000
支	出
第1款 資 本 的 支 出	176,767 千円
第1項 建 設 改 良 費	134,771
第2項 企 業 債 償 還 金	41,984
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金	12

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
導水施設整備事業	令和4年度	1,309 千円
マッピングシステム 再構築業務委託 (一時借入金)	令和4年度	743 千円

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 工業用水道事業費用における営業費用、営業外費用及び特別損失相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金及び国庫補助金返還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 37,728千円
(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、59,022千円である。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

令和3年度沖縄県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度沖縄県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|--------------------------------------------------------------------|
| (1) 流域関連市町村 | 那覇市、宜野湾市、浦添市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町 |
| (2) 年間総処理水量 | 108,706 千m ³ |
| (3) 一日平均処理水量 | 298 千m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業 | 6,906,452 千円 |
| イ 中部流域下水道事業 | 5,891,573 |
| ロ 中城湾流域下水道事業 | 303,912 |
| ハ 中城湾南部流域下水道事業 | 710,967 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益		11,541,312 千円
第1項 営業収益		5,438,771
第2項 営業外収益		6,102,541
	支	出
第1款 流域下水道事業費用		11,502,675 千円
第1項 営業費用		11,158,245
第2項 営業外費用		341,430
第3項 予備費		3,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,281,557千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額31,067千円、引継金203,583千円、過年度分損益勘定留保資金953,133千円及び当年度分損益勘定留保資金93,774千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資 本 的 収 入		6,856,644 千円
第1項 企 業 債		1,339,900
第2項 国 庫 補 助 金		4,572,400
第3項 他 会 計 補 助 金		3,456
第4項 建 設 負 担 金		940,888
支 出		
第1款 資 本 的 支 出		8,138,201 千円
第1項 建 設 改 良 費		6,927,082
第2項 企 業 債 償 還 金		1,154,218
第3項 国 庫 補 助 金 返 還 金		57
第4項 建 設 負 担 金 返 還 金		10
第5項 他 会 計 長 期 借 入 金 償 還 金		56,834

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中城湾流域下水道 維持管理費	令和4年度から 令和6年度まで	1,525,832 千円
中城湾南部流域下水道 維持管理費	令和4年度から 令和6年度まで	938,564 千円
中部流域下水道建設費	令和4年度	1,041,600 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- 1 起債の目的 管渠、ポンプ場及び処理場の建設改良事業
- 2 限度額 1,339,900千円
- 3 起債の方法 証書借入又は証券発行
- 4 利率 年5%以内
- 5 償還の方法 償還期間は、据置期間を含め40年以内とする。償還方法は、元利均等、元金均等等による。ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 流域下水道事業費用における営業費用及び営業外費用相互間の流用
- (2) 資本的支出における建設改良費、企業債償還金、国庫補助金返還金、建設負担金返還金及び他会計長期借入金償還金相互間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 564,058 千円
(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、950,606千円である。

令和3年2月16日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕